

判例事件発生地フィールドワークの教育的意義と効果 — 大津事件と宇奈月温泉事件に関するフィールドワーク活動を中心に —

石田 瞳・池内 博一

Educational Significance and Effects of Fieldwork on the Sites of Judicial Precedents :
Focusing on the Otsu Incident and the Unazuki Onsen Case

Hitomi ISHIDA, Hirokazu IKEUCHI

Otemon Business Management Review, Vol.31, No.2

判例事件発生地フィールドワークの教育的意義と効果 — 大津事件と宇奈月温泉事件に関するフィールドワーク活動を中心に —

石田 瞳・池内 博一

【要旨】

本稿は、追手門学院大学経営学部ビジネス法務専攻で実施した「判例事件発生地フィールドワーク（判例フィールドワーク）」の教育的意義を検討するものである。学生が実際に事件現場を訪れ、法が社会の中でどのように機能しているかを体感的に理解することを目的とした。題材は、司法の独立を示した大津事件と、権利濫用の禁止を確立した宇奈月温泉事件である。両事件の現地調査と討議を通じて、学生は抽象的な法理を社会的・倫理的文脈の中で具体的に把握し、法制度を多面的に捉える力を養った。さらに、主体性・批判的思考力・倫理的判断力といった非認知的能力の向上も確認された。以上の結果から、判例フィールドワークは、法学教育における実践的学習手法として高い教育効果を有することが明らかとなった。

1. 序論

近年、大学教育の現場では、「知識伝達型」から「体験・実践型」への転換が各所で求められている。特に法学教育においては、判例や条文の理解を通じて制度的知識を獲得することが重視されてきたが、それだけでは学生の法意識の涵養や社会的応用力の育成には限界があるとの指摘が増えている¹。実際、教科書や判決文に基づく講義形式では、法制度が社会の中でどのように機能し、どのような影響を与えているのかを体感的に理解することは困難である。

この問題は、経営学部における法教育においても顕著である。経営学部では、法学部とは異なり、

学生の関心が制度そのものよりもビジネスの実務に向けられる傾向がある。そのため、民法（契約法）や商法、企業法務といった分野においても、法的制度を背景とした価値判断や倫理的含意にまで意識が及びにくい構造が存在する。こうした状況のもとで、制度の正当性や法と社会との関係を実感的に学ぶ機会を提供するためには、新たな教育方法が必要であろう。

このような背景を踏まえ、本稿では、大学のゼミ活動における法教育実践の一つの試みとして、有名な判例をフィールドワークの題材とし、実際に事件が発生した現場や事件に関連する場所を訪問して、学生に判例の意義や制度的背景などを学び考察してもらい、それが学生にどのような教育的意義や効果があったのかを検討した。本稿ではこれを「判例事件発生地フィールドワーク」という。本手法は、単に判例の事実経過を再現するだけでなく、その事件が発生した社会的・歴史的な文脈や空間的条件、地域住民の意識などを包括的に観察・分析することを目的とする。これは、制度と現実の交差点に立つことで、法制度をより立体的かつ具体的に理解させる手法である。

特に本稿では、2024年に実施した2つのフィールドワーク、明治時代の大津事件²と戦後の宇奈月温泉事件³を取り上げ、それぞれの教育的成果を詳細に検討する。大津事件は、明治憲法下において「司法の独立」という理念が国際的圧力の中でどのように実践されたかを学ぶ契機を与えるものであり、また宇奈月温泉事件は、民法上の「権利の濫用」という抽象的な法理が地域社会の中でどのように現実化したのかを観察する格好の教材である。

さらに本稿では、こうしたフィールドワークを通じて得られる学生の学びについて、単なる知識の習得にとどまらず、主体性、倫理的判断、制度批判力、さらには自己効力感やメタ認知能力といった非認知的スキルの成長までを視野に入れて検討を行う。このような学びは、将来の経営者や企業人にとって不可欠な資質の土台を形成するものであり、法務（法学）教育の在り方を根本から再考する契機にもなりうる。

以上のような視点から、本稿は判例事件発生地フィールドワークを経営学部法学教育に応用する試みについて、その具体的な実践と教育的効果を明らかにし、こうしたフィールドワークを経営学部における実践的法務教育の一手法として、今後制度化していくこと等についても論じることを試みる。

2. 判例事件発生地フィールドワークの概要

(1) 判例事件発生地フィールドワークとは

まず、2024年に実施した2つのフィールドワークの概要について説明する。追手門学院大学経営学部では、ゼミでのフィールドワーク活動が推奨されており、各ゼミにおいて企業訪問や官公庁訪問などさまざまなフィールドワークが行われている。執筆者が所属するビジネス法務専攻においても、造幣局、税関、税務署などへの訪問のほか、裁判傍聴などを実施して、法や行政などに関わるフィールドワークを積極的に行っている。こうした官公庁や裁判所などを訪問するという形でのフィールドワークは、学生のキャリア教育として大変有益な効果が得られる。また、裁判傍聴は、実際の法的トラブルと裁判による法的解決の場を見聞することができ、学生の法学への興味や法参加意識の喚起、コンプライアンス意識の向上などの教育的効果が得られる。しかし、こうした官公庁への訪問や裁判傍聴をするだけでは、法教育としての実践的效果はそれほど大きくないと思われる。そこで、執筆者は、法教育実践の一つの試みとして、有名判例を題材にして、判例事件発生地フィールドワークというゼミ活動を行っている。

2024年度は、執筆者が担当している追手門学院大学経営学部ビジネス法務専攻のゼミ（基礎演習（石田ゼミ）、発展演習（池内ゼミ））において、以下2つの有名判例（有名事件）に関するフィールドワークを行った。一つは明治時代に発生した「大津事件」、もう一つが「宇奈月温泉事件」である。

(2) 本フィールドワークの目的

判例事件発生地フィールドワークは、学生が法を抽象的知識として学ぶにとどまらず、社会の中で法がどのように機能し、人や組織の行動を支えているかを体験的に理解することを目的とする。本取組は、法的紛争に対する法的判断の背景にある社会的・倫理的・経済的文脈を現場で学ぶことで、学生が将来企業人として求められる法的思考力・コンプライアンス意識・倫理観などを涵養することを狙いとしている。

(3) フィールドワーク1：大津事件編

①選定理由

大津事件は、ロシア皇太子ニコライが来日中に襲撃された際、政府が強い政治的圧力をかけたにもかかわらず、司法が法の原則に基づいて独立した判断を下した事例である。裁判長兄島惟謙は、政府の意向よりも法の適用を優先させ、死刑を回避する判決を下した。この事件は、「法の支配（rule of law）」の確立を象徴する歴史的判例として、日本近代司法の礎を築いたものである。

本事件は、国家権力のもとでも法が独立して機能すべきことを示し、法の理念と現実の政治的圧力との間に生じる緊張関係を通じて、法の本質を理解させる教育的意義を有する。経営学部ビジネス法務専攻においては、企業活動におけるガバナンスやコンプライアンスの基礎をなす思想的原点として、「権力よりも法を優先する判断」を学ばせる目的から、本事件を取り上げた。

②事件の概要

大津事件は、1891年（明治24年）に現在の滋賀県大津市で発生したロシア皇太子ニコライ・アレクサンドロヴィチ（後のロシア皇帝ニコライ2世）が、警備中の日本人巡査に斬りつけられ負傷した暗殺未遂事件である。日本の近代司法制度における「司法権の独立」に関わる重大事件として有名

である⁴。事件の概要は以下のとおりである。1891年（明治24年）、日本を訪問中のニコライ皇太子が、大津市内を遊覧中、警備にあたっていた津田三蔵巡査にサーベルで斬りつけられ頭部を負傷した。当時、ロシアは列強の一角であったため、時の政府（松方正義内閣）はロシアによる報復を強く懸念した。そこで、政府は津田三蔵に皇室への罪である「大逆罪」を類推適用して死刑にしよう司法に圧力をかけた。しかし、大審院長であった児島惟謙は政府の圧力に屈せず、津田三蔵を「大逆罪」ではなく「普通謀殺未遂罪」で裁くことを主張したため、大審院は「無期徒刑」（現在の無期懲役）の判決を下した。この事件で、児島惟謙は、「裁判官は法に従い、政治的圧力に屈してはならない」として、司法権の独立を強く主張し、判事全員を集めて協議し、多数決により判決を決定したとされる。なお、この事件により、当時の外務大臣であった青木周蔵と内務大臣の西郷従道が引責辞任した。

③フィールドワークの内容

1) 事前学習

本フィールドワークでは、事前学習として、執筆者の各ゼミにおいて、数名のグループ分けを行い、それぞれが大津事件について調べるグループワークを行った。これにより、学生は事件の概要やその背景などについて事前にある程度の知識（認識）をもって、より自ら学び行動する意識を持ちながらフィールドワークに臨む心構えができたと思われる。

2) フィールドワーク

本フィールドワークでは、植木哲氏（千葉大学名誉教授・法学博士）に案内役兼ゲストスピーカーとなっただき学生への指導をお願いした。まず、植木氏の案内で事件について説明を受けながら、大津地方裁判所や滋賀県庁周辺を歩き、事件発生前にニコライが遊覧した場所をたどった。次に、大津事件が発生した現場を訪れ、「大津事件跡碑（露国皇太子遭難地の碑）」を見学した。その際、地元住民で郷土の歴史に詳しい「御饅頭処餅兵」店主の梅村氏（追手門学院大学出身）から事件周辺地理や大津事件に対する地域住民の認識など

のお話を伺った。これにより、学生は事件の発生した場所を実際に体感して、事件についてより強い関心を持つことができたと思われる。その後、大津市歴史博物館を訪問して、職員による説明を聞きながら貴重な事件資料を見学した。

3) 事後学習

本フィールドワーク後、ゼミにおいてフィードバック（振り返り学習）を行った。具体的には、植木哲氏を再度お招きして、大津事件の裁判内容や事件の後日談、司法権の独立をテーマとして講義をして頂いた。具体的には、大津事件に対する判決を巡り、①どのような法解釈がなされたのか、②大審院を大津で行った理由、③判決後の行方、④司法権の独立などを中心に話が進められた。また、講義では、大津事件に関するフィールドワークについて、当日参加した「基礎演習1（石田ゼミ）」と「発展演習1（池内ゼミ）」の学生が質疑応答とディスカッションを行い、植木氏に総括・講評をしていただいた。最後に本フィールドワークで得られた経験や成果をレポートとしてまとめることを課題とした。



<現地写真1：大津事件跡碑及びその周辺>

(2) フィールドワーク2：宇奈月温泉事件編

①選定理由

宇奈月温泉事件は、富山県黒部市宇奈月温泉において、旅館が敷設した引湯管が他人所有のわずか約二坪の崖地部分を通過していたことから、その土地所有者が引湯管の撤去を求めた事例である。裁判所は、土地所有権に基づく妨害排除請求を原則として認めつつも、その行使が社会通念上著し

く相当性を欠く場合には「権利の濫用」として許されないと判断した。

本事件は、従来の「所有権絶対」の原則に対して、社会的制約という視点を導入し、権利の行使にも倫理的限界があることを明確にした判例として位置づけられている。経営学部ビジネス法務専攻においては、企業が契約上または法的に有する権利をどのように行使すべきかという問題意識に直結することから、法と倫理の接点を体験的に学ぶ教材として本事件を取り上げた。

②事件の概要

この判例（大判昭和10年10月5日民集14巻1965頁）は、民法のテキストや判例百選の最初に出てくる事件で、法律実務家や学生などを問わず、法学を学ぶ者であれば誰もが知る最も有名な判例の一つである⁵。この判例では、土地所有者の権利濫用の有無が争われた。民法1条3項は「権利の濫用は、これを許さない。」と規定している。これは「権利濫用禁止の法理」という民法の一般条項の一つである。しかし権利濫用禁止のルールは非常に抽象的であるため、どのような場合にこのルールが適用されるのか明確ではない。宇奈月温泉事件は、この権利濫用禁止という民法の一般原則を具体的な事件に適用して解決した判例である。

事実の概要は以下のとおりである。富山県黒部市に所在する宇奈月温泉では、7.5km先にある黒蘆温泉から木製の引湯管で湯を引いていた。この引湯管は、1917年（大正6年）にAが当時の価格で30万円を費やして完成させたものである。しかし、この引湯管はB所有の甲土地（利用価値のない急傾斜地）を2坪分だけ経由していた。その後、この引湯管は被告Y鉄道（現在の富山地方鉄道）によって管理されるようになった。また、Bは引湯管が敷設されている2坪を含めた112坪の甲土地全体を1坪あたり26銭で原告Xに売却した。甲土地を買ったXは、Yに対して、不法占拠を理由に引湯管を撤去するか甲土地周辺の土地を含めた計3000坪を1坪7円、総額2万円余りで買い取るよう求めた。Yがこれに応じなかったため、XはYに対して所有権の侵害を理由に引湯管の撤去等を求めて訴えを提起した。第一審及び控訴審（原審）

はXの請求を認めなかったため、Xが大審院に上告した。大審院は、「権利濫用」という文言を判決文中で初めて用い、Xの「行為ハ、全体ニ於テ専ラ不当ナル利益ノ擲得ヲ目的トシ所有権ヲ以テ其ノ具ニ供スルニ帰スルモノナレハ、社会觀念上所有権ノ目的ニ違背シ其ノ機能トシテ許サルヘキ範圍ヲ超脱スルモノニシテ、権利ノ濫用ニ外ナラス。」と判示して、Xの請求（所有権の行使）は権利の濫用にあたるため認められないとしてこれを棄却した。

宇奈月温泉事件の当時は、権利濫用禁止の法理については、まだ民法に明文化されていなかった。しかし、この法理に基づいて事案を解決したとされる判例は宇奈月温泉事件以前にもみられた。大判大正8年3月3日民録25輯356頁（信玄公旗掛松事件）である⁶。この事件は、省線（現JR東日本）中央本線日野春駅に隣接した線路脇に生育していた「信玄公旗掛松」と呼ばれていた老松が枯れたことから、松の所有者Xが蒸気機関車の煤煙・蒸気・振動などにより松が枯死してしまったと主張して、鉄道管理者Y（国）に対して損害賠償を請求した事件である。第一審及び原審はともにYの権利濫用を認めてYの責任を認めた。大審院は、「権利ノ行使ト雖モ法律ニ於テ認めラレタル適当ノ範圍内ニ於テ之ヲ為スコトヲ要スルモノナレバ、権利ヲ行使スル場合ニ於テ故意又ハ過失ニ因リ其適当ナル範圍ヲ超越シ失当ナル方法ヲ行ヒタルガ為メ他人ノ権利ヲ侵害シタルトキハ、侵害ノ程度ニ於テ不法行為成立スル」と判示して、Yの上告を棄却した。つまり、大審院は「権利濫用」という用語は使わなかったが、実質的に権利濫用禁止の法理を採用し、権利行使の範囲を逸脱した場合は不法行為が成立するという判断を示したのである。なお、昭和22年の民法改正により、信玄公旗掛松事件や宇奈月温泉事件で示された判例法理が明文化され、民法1条3項「権利濫用の禁止」の規定が創設されるにいたった⁷。

③フィールドワークの内容

1) 事前学習

本フィールドワークでは、大津事件フィールドワークと同様に、事前学習として宇奈月温泉事件

の内容や背景について判例から事件の概要をまとめるグループワークを行った。これにより、学生は事前知識をもってフィールドワーク本番に臨むことができた。

2) フィールドワーク

本フィールドワークは一泊二日の合宿形式で実施した。まず第一日目に、高岡法科大学を訪問して、同学の高倉史人教授による「『権利の濫用』が民法に組み込まれた歴史的背景と経緯」というテーマの講演を聴講した。本講演では、宇奈月温泉事件や信玄公旗掛松事件で示された権利濫用の法理が民法に明文化された歴史的経緯や意義などについて学ぶことができた。第二日目は、宇奈月温泉事件の事件発生現場近くに立てられた「宇奈月温泉木管事件碑」を訪問した。ここでは、実際の事件発生地がどのような土地であるのかについて確認し、事件碑文を読んで事件の概要について学ぶことができた。次に、黒部市観光協会の尽力により、元宇奈月町長の中谷延之氏（社会福祉法人 宇奈月福祉会・理事長）と河田稔氏（宇奈月温泉自治振興会・会長）をお招きして、石田智章氏（一般社団法人 黒部・宇奈月観光局）の司会進行により、宇奈月温泉事件についてのお話を聞き、インタビューを行った。ここでは、地域住民が宇奈月温泉事件についてどのような認識を持っているのか、地元で知られている事件の背景などについて学ぶことができた。また、質疑応答では、学生が事前準備していた質問にも丁寧にお答えいただき、学生が事前学習で感じていた疑問点などが解消されたのではないかとと思われる。その後、黒部市民族

資料館を訪問して、宇奈月温泉事件に関する展示資料を見学した。ここでは、大審院判決原文の写しや当時の木製引湯管などの貴重資料を閲覧することによって、学生は自分の目で事件を観察してより深く理解するという体験をすることができたのではないかと考える。

3) 事後学習

本フィールドワークの事後学習として、石田ゼミにおいて報告会を実施した。各チームが現地で得た知見を発表し、相互に質疑応答を行うことで理解を深めた。また、学習内容の定着を図るため、各自に調査レポートの作成を課した。

学生からは次のような感想が寄せられた。

- ・実際に宇奈月温泉事件が起きた場所に行くことで、文字情報だけでは分からない現場の雰囲気や当時の状況を具体的に理解できた。
- ・自分たちで事件の背景を再調査し、スライドにまとめる過程で、法律問題の構造や社会的背景をより深く考えることができた。
- ・現地でお話を伺った方々の証言を通して、事件後の地域社会の変化や被害者支援の経緯をより現実的に学ぶことができた。

3. 判例事件発生地フィールドワークの教育的構造

判例事件発生地フィールドワークは、単に法的知識の伝達を目的とした学習手段ではなく、学生が法制度を現実の社会構造と関連付けて主体的に理解することを可能にする教育的実践である。特



＜現地写真 2：宇奈月温泉木管事件碑＞



＜現地写真 3：宇奈月温泉周辺地形＞

に経営学部における法学（法務）教育においては、抽象的な法理や制度の運用が具体的な現象として可視化されることが、制度理解と実務能力の橋渡しとなる。以下、本章では判例事件発生地フィールドワークの教育的効果について、知識の具体化、社会の理解、批判的思考力の育成、価値観の多元性、さらには振り返る力を強化するという五つの視点から多角的に分析する。

(1) 知識の具体化

学生が事件の現場を訪れることで、法的事実が空間的な実体として把握され、抽象的概念が具象的な理解へと転化される。このような学びは、従来の教科書中心の教育では得られにくい知識の定着に貢献する。大津事件では、津田三蔵がロシア皇太子を襲撃した地点の道幅や建物配置を実際に目にすることで、判例の構成要素が地理的条件とどのように連動していたかを体験的に理解することができたと思われる。

また、宇奈月温泉事件では、引湯管が通過した土地の傾斜、所有権の範囲、当時の土地利用状況などを現地で確認することで、「権利の濫用」とは何を意味するのかが、単なる教科書上の文言ではなく、物理的・人的資源と結びついた「現象」として学生に理解された。こうした学びは、知識の体系化と同時に、記憶への定着を促進し、応用的思考の土台となるであろう。

(2) 社会の理解

判例は決して単なる法的行為の判断だけではなく、特定の時代背景、政治の状況、社会的感情と密接に関係している。学生はフィールドワークを通じて、判決が下された背景にどのような社会構造や集団感情があったかを読み解く能力を養うことができる。例えば、大津事件の背景には「恐露病」と呼ばれる当時の国民的感情があり、津田の行為が単なる個人的逸脱ではなく、時代の感情に根差した集団的行動として評価されうることが大津市歴史博物館の展示や新聞資料から学生は読み取ることができた。また、宇奈月温泉事件においても、地域観光資源の確保という政策的目標と個人の財産権との対立が存在しており、単純な法的対立では説明しきれない多元的な利害関係が介

在していたことが、黒部市観光協会の尽力による関係者インタビュー調査の聞き取りから明らかになった⁸。

(3) 批判的思考力の育成

フィールドワークの大きな成果の一つは、学生が制度を「前提」として受け入れるのではなく、「対象」として批判的に捉え直す思考を促す点にあった。児島惟謙が無期懲役の判決を下した大津事件においては、その判断が司法の独立を象徴するものである一方で、当時の一般市民の感覚からは乖離していたという点に注目が集まった。学生は判決が持つ制度的意義とその社会的受容とのギャップに目を向け、法の正当性が常に自明でないことを学ぶ契機となった⁹。宇奈月温泉事件でも、法的には原告の勝訴であったが、地元住民の間にはその判断に対する賛否が分かれていた。学生たちは「法に従って行動すること」が常に「社会的に正しい判断」ではないという複雑な構造を学び、法制度の倫理的限界について思考を深めていた。

(4) 価値観の多元性

学生は、フィールドワークを通じて、法的判断が社会に与える影響が一樣でないこと、すなわち、社会には複数の価値観が共存していることを学んだ。大津事件に関しては、一部の地域住民がいまだに事件を「国辱」として語る一方で、「日本の司法の独立を守った事件」として誇りに感じている者もいる。こうした意見の多様性に触れることによって、学生は一元的な制度理解ではなく、多面的・重層的な法意識を育てる機会を得た。

また、宇奈月温泉事件のような地域密着型の判例では、当事者だけでなく周辺住民や行政、観光産業の関係者がそれぞれ異なる利害と立場から事件を捉えていた。学生がこれらの語りを比較し記録することによって、法的判断が社会的にどのように「語られ」「忘れられ」「再解釈されるか」を認識することができた。

(5) 振り返る力（フィードバック）の養成

フィールドワークは、学習者にとって単なる知識の蓄積ではなく、自己の認知過程を振り返る機会ともなる。事前学習で得た知識と、現地で得ら

れた経験とを統合し、報告書やプレゼンテーションという形でアウトプットする過程において、学生は自らの理解の過程を内省する。これはメタ認知能力の涵養であり、近年の教育心理学でもその有効性が指摘されている。

さらに、現地調査、情報収集、討議、執筆という一連の作業を主体的にこなした経験は、学生に学習への自己効力感（self-efficacy）をもたらす。自己効力感是将来的な職業的自立に不可欠な要素であり、学習者の内発的動機づけを強化することにもつながる。法制度という硬直的に見えがちな対象に対しても、「自分で理解し判断できる」という自信が得られる点で、判例事件発生地フィールドワークは経営学部における法教育には重要な手段であるといえる。

4. 教育的効果の分析

判例事件発生地フィールドワークは、学生の法的理解を深めると同時に、制度の社会的文脈を体験的に学ぶ機会として、従来の座学型教育を補完する重要な役割を果たしている。本章では、その教育的効果を四つの視点から検討する。

(1) 法的知識の具体化と記憶の定着

教室で抽象的に学ぶ法律知識は、事件の現場に立ち会うことで初めて「現実」としての意味を帯びる。大津事件のフィールドワークにおいて、学生はロシア皇太子であるニコライ2世が乗った人力車が通った道幅や事件発生地点の地理的配置を実際に歩いて確認することで、教科書で読んだ内容や判例の内容が具体的な空間と結びつき、記憶に定着しやすくなった。また、児島惟謙大審院長の司法判断が下された大津地方裁判所を目にすることで、制度的な判断が「場所」と結びついていることを理解する体験となった。

宇奈月温泉事件のフィールドワークにおいても、学生たちは引湯管が通過した土地の高低差や所有境界の地形を観察しながら、所有権の範囲や濫用の問題が生じる物理的条件を肌で感じ取った。このような具体的体験は、法律概念を単なる知識ではなく、社会のなかにある制度として認識する手

がかりを提供することとなる。

(2) 社会的背景と法の関係の理解

判例の背後には、常に歴史のおよび社会構造的背景が存在する。大津事件における津田三蔵巡査によるロシア皇太子ニコライ2世襲撃事件の背景には、当時の国民の対外感情、つまり「恐露病」と呼ばれる過剰な外国恐怖感が影響していたとされている¹⁰。学生は、大津市歴史博物館での展示や事件現場付近に代々商店を構える店主等との対話を通じて、この事件が単なる個人の犯行ではなく、時代の空気を反映した政治的事件であったことに気がついた。

また、宇奈月温泉事件では、引湯管の設置をめぐる紛争が単に民法の適用問題にとどまらず、地域の観光産業や地元住民の利害、行政の開発政策と密接に関わっていたことを学んだ。現地の資料館や地域住民から得た証言は、法的争点の背景にある多層的な利害構造を示しており、法と社会の接点を立体的に捉える重要な機会となった¹¹。

(3) 制度に対する批判的思考力の育成

判例事件発生地フィールドワークは、法制度の構造を理解するだけでなく、それに対する疑問や批判的な視点を持つ契機にもなる。大津事件における児島惟謙大審院長の判断は、日本の司法制度にとって画期的なものであった。しかし、それに対しては「日本の恥である」と受け止める市民感情が根強く残っていることを学生は現地で知った¹²。法的に正当な判断が必ずしも社会的に受け入れられるとは限らないという事実は、制度と社会の関係を深く考える材料となった。

このような経験を通して、学生は法制度が持つ権威と限界、法判断が及ぼす影響範囲を現実的に捉えるようになる。経営判断においても、形式的な法令遵守を超えて、社会的妥当性や説明責任が問われる場面は多いため、こうした批判的思考は経営者の視座の形成にもつながる。

(4) 多様な価値観の理解

法的判断の背景には常に多様な立場や価値観が存在する。判例事件発生地フィールドワークでは、教科書等では一元的に描かれがちな事件についても、地域住民が抱く感情を知ることで、その多面

性を理解することができる。大津事件が「日本の恥」として語られる一方で、「司法の独立を守った象徴」として肯定的に評価されるという二面性は、制度が社会の中でいかに多様な価値観のもとに受容され、時間の経過とともに記憶のあり方が変容していく重層的かつ動態的な過程を示している¹³。

宇奈月温泉事件においても、地元住民が原告と被告をどのように評価しているかについては立場により異なり、原告の法的勝訴と社会的孤立が矛盾なく共存する状況が生じていた。このような事例を通じて、学生は法制度をめぐる価値の多元性と、その調整の難しさについて自ら考えるようになる。

このように、判例事件発生地フィールドワークは、学生に対し知識だけでなく感性と判断力の涵養を促す実践的な教育手法として、高い教育効果をもたらすものである。

5. 学生への教育的効果

判例事件発生地フィールドワークは、単なる知識伝達的手段にとどまらず、学生が法や制度に対して自律的に考察し、自ら課題を設定しながら深く関わっていくことを促す学習体験である。特に経営学部の学生にとっては、企業経営や組織運営の現場で求められる倫理的判断力、リスク感受性、ステークホルダーとの関係構築能力、コンプライアンスの遵守といった経営的資質を育成するうえで、このフィールドワークは極めて有効である。

まず、学生はフィールドワークに先立ち、事件の法的構造、当時の社会情勢、そして地理的・制度的文脈を調査し、現地で確認すべき論点や観察項目を自ら設定する。このプロセスは、経営学におけるPBL（課題解決型学習）の文脈と一致し、情報収集能力、仮説構築力、問題発見力といった能力の育成に寄与する。

次に、現地での活動においては、学生は地域の行政関係者、地域住民、資料館職員など多様な関係者と対話する機会を持つ。ここで求められるのは、単なる聞き取りの技術だけではなく、相手の

語りに共感を持ちつつ、必要な情報を適切に引き出すという「傾聴と質問の統合能力」である。また、公共性の高いテーマを扱う以上、発言や振る舞いには倫理的な配慮も求められ、学生は社会的役割を意識した行動を実践的に学ぶことになる。

さらに、学生は現地で得た情報をもとに、事件の持つ制度的な意味や価値観の対立を整理し、自らの言葉で再構成する。たとえば、大津事件では「国家の威信」対「司法の独立」という命題が、宇奈月温泉事件では「所有権の行使」対「地域公共性の確保」という構造的対立が浮かび上がってくる。これらをどのように認識し、どの立場に立って論じるかは、学生の思考の深さを示す指標となる。

このような思考過程において重要なのが、倫理的判断力の涵養である。判例事件発生地フィールドワークで学生は、単に法制度の運用結果を判例という文言から知るだけでなく、「この判断は社会的に妥当であったか」、「別の判断は可能だったのか」といった問いを自らに投げかけることが可能となった。これは企業経営の場面でも応用される力であり、単に法律を守るだけでなく、社会からの信頼や企業の評判に配慮しながら、より慎重で納得のいく判断を行う力として重要であろう。

また、フィールドワーク後の振り返り活動では、学生が自らの学びを内省し、他者と共有する場を設けた。報告書の執筆やグループ発表では、論理構成、表現力、批判的視点の有無などが問われ、学生のアウトプット力が試される。さらに、他者の意見を聞いて自分の立場を再検討するというプロセスは、メタ認知的な思考力の育成にもつながる。

このように、判例事件発生地フィールドワークは、法学的知識をベースにしつつ、経営学的実務に直結する資質、すなわち、論理的思考、倫理的判断、対人関係能力、状況認識力、自律的学習姿勢を複合的に養う場として、きわめて意義深い教育実践である。

学生の声から見る教育的効果の具体例として、実際にフィールドワークを行った学生のプレゼンテーション資料やインタビューから得られた生の声（学生コメント）を引用し、教育的効果の具体

的側面を明らかにする。

学生1「大津事件を調べてみると、重要な部分は、事件が起こったことではなく、事件の判決の結果だと思った。」

学生2「フィールドワークでのインタビューでは、『大津事件のことを「当時の日本の恥ですから」と言っていたのが印象的だった』という声があった。」

学生3「現地の人に話を聞いてみると、昔は現代のような正確に測量できる術がなかったため、多少のずれが発生してしまったと教えてくれた。」

学生4「現場の様子や状況などをより詳しく知ることが出来た。」

学生5「自分たちで事件についてもう一度調べてパワポにまとめることによって、事件の内容や背景をより理解することが出来た。」

学生6「現地の人話を聴くことによってその事件後の出来事や背景などをより詳しく知ることが出来た。」

これらの発言から明らかなように、学生たちは判例の事件発生地を訪れることによって、教科書や判例だけでは得られない理解や気づきを得ている。特に、歴史的背景のリアルな感触、地域住民の意識、さらには自らが主体となって情報をまとめて発表するという経験が学生等の学びを深めている。こうした体験は、法制度の正しさを鵜呑みにするのではなく、自らの言葉で語り、他者と共有する力を育むものであろう。

6. 教育上の課題

判例事件発生地フィールドワークは、学生に法的理解と社会的感受性の双方を育む非常に効果的な学習手法であるが、その持続的発展のためにはいくつかの課題への対応が求められる。本章では、制度的枠組み、評価方法、地域連携、他分野教育との統合の四つの観点から現状を整理し、今後の展望を提示する。

(1) 教育活動の制度化の問題

現在、本フィールドワークは教員の専門性と自主的な取り組みに支えられており、多様な教育

実践が展開されている。今後は、こうした取り組みを全学的に発展させるための制度的基盤の整備が期待される¹⁴。教育活動としての安定性と継続性を担保するためには、学内の研究企画にかかわる部署や学内外のFD活動との連携を図ることで、教育実践としての理論的裏付けや再現可能性の確保が望まれる。この点、追手門学院大学では教育活動として「WIL (Work-Is-Learning)」という教育手法を推奨している。これは、学生が主体的に学び、協働して問題解決にあたる追手門学院大学独自の学修スタイルをいう。学生が自らの行動(Work)を通じて学修(Learning)を行い、それを即実践に反映する経験を蓄積することで、予測困難な状況の中でも行動し、学び続ける力を養うことを目的としている¹⁵。将来的には、本フィールドワークをWIL活動プログラムとして実践することも視野に入れている。

(2) 評価方法について

本フィールドワークでは、学生の認知的知識のみならず、態度・倫理・価値観といった非認知的側面の成長が重要である¹⁶。従来型の筆記試験やレポート評価だけではこうした成長を把握することが難しく、多面的な評価手法の導入が求められる。これにより、学生が自らの学びを言語化し、振り返り、社会的に共有する能力を育むことが可能となると思われる。

(3) 地域社会との連携強化

地域社会との連携強化が本フィールドワークにおける教育の質を左右する重要な要素である。事件発生地の住民、地元行政、博物館や観光施設との協働がなければ、事件の空間的・文化的背景を深く理解することはできない。そのため、教育機関と地域社会との間に中長期的な信頼関係を築くことが不可欠である。たとえば、事前に地域団体との調整会議を行い、活動の趣旨を共有することや、事後に報告書を提出しフィードバックを受けることが望ましい。さらに、地域住民にとっても学生との交流は過去の記憶や社会的価値を再発見する契機となりうる。教育活動が「地域の記憶資源」としての意義を持つことで、地域にとっても共創的な意味が生まれる。

(4) 他分野教育との統合

本フィールドワークを他分野教育と横断的に結びつけることも望ましいと考える。たとえば、観光学、地域政策、メディア論などと協働することで、事件のメディア表象や観光資源化、記憶の再構築といった現象を多角的に捉えることができる。このような学際的アプローチは、学生にとって制度の構造を超えて、社会の中で制度がどのように意味づけられるかを学ぶ上で重要な視座を提供する。

こうした統合的視点に立ったフィールドワークは、地域連携型PBL (Project-Based Learning) の一環としてカリキュラムに組み込まれることも一案として考えられるであろう。制度・社会・経営・倫理といった諸要素を交差させながら学生の総合的な力を養成する教育へと発展する可能性を秘めている¹⁷⁾。

以上のことから、判例事件発生地フィールドワークは高い教育的効果を持つが、その継続的運用と教育成果の最大化のためには、上述した4点を整備することで、本手法はより洗練された教育プログラムとして機能しうると思われる。

7. おわりに

本稿では、判例事件発生地フィールドワークを経営学部法学(法務)教育に導入することの意義と可能性について、大津事件および宇奈月温泉事件の実践事例を通じて検討してきた。理論に偏りがちな法学教育において、実際の「場」を訪れて法制度が働いた背景や影響を学ぶことは、学生の理解と意識に多くの変化をもたらすことが確認された。

第一に、現地に赴いて事件の物理的環境や空間的構成を観察することによって、法的知識が記憶に定着しやすくなるとともに、抽象的な法理を具体的状況に結びつけて理解する力が育まれる。これは単なる暗記型の学習では得られない経験知であり、法制度が現実作用する場面を実感的に理解する貴重な契機となる。

第二に、事件の社会的背景や文化的文脈に触れ

ることによって、法と社会の接点点が意識化される。学生は、判決の背後にある政治問題、国民感情、地域の利害構造などに気づき、制度が中立的・自動的に機能しているわけではないことを認識するようになる¹⁸⁾。このような認識は、経営における制度利用やコンプライアンス対応においても重要な素養となる。

第三に、学生の主体的な学びと倫理的判断力の育成においても、判例事件発生地フィールドワークは高い効果を示す。自ら問題を発見し(課題発見力)、現地で情報を収集・分析し(情報収集・分析力)、自ら考えて判断を下す(思考力・判断力)という一連のプロセスを通じて、学生は制度に対する批判的理解を深め、自律的に思考する力を身につけていく。これは経営学教育や法教育においても重視される「考える力」と「行動する力」の両方を涵養するものである¹⁹⁾。

第四に、フィールドワークを通じて地域住民や行政関係者との対話を経験することで、対人関係能力や公共性への配慮といった社会的スキルが磨かれる。これは、企業における利害調整やCSR実践など、広義の経営活動において求められる「社会的資本」としての能力である。

以上の点から、判例事件発生地フィールドワークは、法律に関する知識を深めるだけでなく、その背景にある社会の動きや価値観もあわせて理解できる、質の高い学習方法である。この手法は、経営学部の教育にも十分取り入れることができ、高い効果が期待される。今後は、こうした学びを大学のカリキュラムの中に位置づける場合、成果を適切に評価する仕組みや地域との協力体制を整えることで、より長期的かつ発展的に続けていくことが重要である。

また、他の教育分野との連携や学際的な活用を通じて、判例事件発生地フィールドワークは新たな知的探究と地域協働の場としても発展可能である。教育の場が社会と接続することで、学生のみならず、教員や地域にとっても豊かな学びの循環が生まれることを期待したい。

謝辞

フィールドワークを通じて貴重なご意見と資料をご提供くださった、植木哲千葉大学名誉教授、大津市歴史博物館、中川誠盛堂茶舗、御饅頭処餅兵の関係者の皆様、ならびに黒部・宇奈月温泉観光局、黒部市歴史民俗資料館、地域住民の皆様、高岡法科大学の根田正樹学長およびご講演を頂いた高倉史人教授をはじめとする関係者各位にも、深甚なる謝意を表します。皆様の温かいご支援とご協力なくしては、本稿における具体的な考察を成すことは困難でした。

さらに、調査活動に積極的に参加し、現地での観察や意見交換を通じて多角的な視点と示唆を与えてくれた追手門学院大学経営学部の学生諸君にも、この場を借りて厚く感謝申し上げます。

最後に、本稿の執筆にあたり多くのご助言を賜りましたすべての関係各位に対し、心より御礼申し上げます。

注

- 1 ディートリッヒ、ヤナーヘンデリク、角松生史（訳）「自省的法学：法学的教育方法学の必要性について」『神戸法學雑誌』第61巻第3・4号（2012）1-18頁では、法学教育における教育方法学的重要性が論じられている。また、國見真理子「高等教育における『法教育』に関する一考察—福祉系大学での実践を通じて—」田園調布学園大学紀要第6号（2011）81-93頁。この論文では、福祉系大学における法教育の実践を通じて、高等教育における法教育の必要性を論じている。さらに、池田真朗「日本の法学教育に求められるもの②大教室双方向授業」有斐閣書齋の窓第3号（2016）では、大教室における双方向授業の実践を通じて、従来の講義形式の限界と新しい教育方法の必要性が述べられている。
- 2 大判明治24年5月27日・法律新聞214号27頁
- 3 大判昭和10年10月5日・民集14巻1965頁
- 4 大津事件の詳細については、田岡良一『大津事件の再評価 新版』（有斐閣、1983）、尾佐竹猛（三谷太一郎 校注）『大津事件 ロシア皇太子大津遭難』（岩波文庫、1991）などを参照。
- 5 潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ総則・

物権〔第9版〕』（有斐閣、2023）4頁

- 6 潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ総則・物権〔第9版〕』（有斐閣、2023）6頁
- 7 原田昌和ほか『民法①総則 判例30!』（有斐閣、2020）5頁参照
- 8 黒部市観光協会での学生インタビュー記録より。
- 9 長田誠「ニューヨーク市立大学ロースクールにおける統合法学教育」『比較法学』第53巻第1号（2019）119-144頁参照。
- 10 大津市歴史博物館展示資料、「恐露病」の新聞報道解説より。
- 11 黒部市観光協会インタビュー記録および黒部市歴史民俗資料館資料より。
- 12 学生による住民聞き取り調査記録
- 13 大津市歴史博物館展示解説資料より。
- 14 本学においては、交通費と宿泊費といった金銭的支援はあるものの、宿泊先の確保や鉄道使用の有無等の手続きから判例地選定、フィールドワーク先との関係機関の調整は担当教員のみで行っている。2年次の基礎演習Ⅰと3年次の発展演習Ⅰの合同ゼミで行っているが、担当者の人脈に頼っている部分もあるため、安定した教育活動として判例事件発生地フィールドワークを組み入れることは、困難な状況であると言わざるを得ない。
- 15 追手門学院大学ウェブサイト <https://www.otemon.ac.jp/education/support/wil.html>
- 16 中央教育審議会「法学教育の改善に向けた取組」文部科学省資料（2017）8-9頁。
- 17 沖田昇「民法ゼミ運営における地域実習と教育的効果」『日本福祉大学経済学部研究論集』第68巻第2号（2018）35-50頁。
- 18 長田誠「ニューヨーク市立大学ロースクールにおける統合法学教育」『比較法学』第53巻第1号（2019）119-144頁を参照。
- 19 日本学術会議「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 法学分野」（2012年）を参照。